

諮問庁：北九州市長

諮問日：平成 29 年 9 月 21 日（諮問第 140 号）

答申日：平成 29 年 12 月 21 日（答申第 140 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった行政文書については、別表記載の部分については不開示が妥当であるが、その余の部分にかかる審査請求については不適法である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

平成 29 年 7 月 18 日付けで北九州市情報公開条例（平成 27 年北九州市条例第 50 号。以下「条例」という。）5 条の規定に基づき行った、「安川邸の文化財的価値判断をするためのヒアリング資料（H28 年度）」を対象とする行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対して、平成 29 年 7 月 24 日付け北九建公緑第 58 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が一部不開示とした決定処分（以下「原処分」という。）は誤りであり、原処分を取消し、全部開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見聴取で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 条例 7 条 1 号本文の該当性について

協議出席者は公の行政機関からの依頼で専門的な見地から意見を述べ、それを行政機関の決定に資することが期待されその任務を受けたのであるから、仮に特定の個人が識別されるとしても、公になることを了解して行政機関からの要請を受けたと考えるのが妥当である。公になることを了解していないとしても、氏名等を不開示とし意見のみを公開することにより、専門家個人が識別されない形で情報公開することも可能であり、原処分は黒塗りする範囲を大きく逸脱しており不当である。

また、当該人物であると思慮される専門家 2 人については、それぞれ公開を望んでおり、不開示とするのは当該人物の意志に反する恐れもある。

(2) 条例 7 条 5 号の該当性について

ア 意思形成過程にあたらぬことについて

本件対象文書は、内部の文書であれ意思形成過程の情報でなく、「旧安川邸の解体」という市の決定事項についての文書であり、開示されなければ行政の

決定が妥当であったかについて検証が不可能である。旧安川邸の解体が決定事項であったことは、平成 28 年 1 月 25 日付け市と(株)安川電機の共同記者発表の時点で「洋館については解体する方針であった」との処分庁の弁明書の記述からも明らかであるし、平成 29 年 2 月 14 日付けで市が(株)安川電機と締結した「旧安川邸の利活用に関する協定」において「洋館 (解体)」としている事実と反する。

イ 率直な意見の交換・意思決定の中立性が損なわれるおそれについて

処分庁の主張する意見の述べにくくなる場が、平成 29 年 3 月 14 日以降 3 回にわたり開催された「旧安川邸整備・活用に関する懇話会」(以下「懇話会」という。)であるならば、本件対象文書である、平成 28 年 9 月 1 日付けで行われた旧安川邸の文化財的価値に関する有識者からの非公式ヒアリング(以下「本件ヒアリング」という。)と懇話会との間に直接の関係はなく、本件対象文書が懇話会での議論において判断材料の一つとなりえても、発言をちゅうちょさせる理由にはならない。

また、懇話会の傍聴要領において、傍聴者の遵守事項として批評や賛否の表明、会議妨害行為等が禁止されており、構成員の自由な意見交換は担保されている。仮に懇話会外での委員の圧力を想定しているのであれば、それは通常の法制度の枠組みで対処すべきである。

一方、意見の述べにくくなる場が懇話会でなく、今後の市政全般であるならば、すでに平成 29 年 8 月 24 日に任意の情報提供という形で問題なく公開を決定している事実から不当である。

(3) 条例 7 条 6 号の該当性について

処分理由とされている条例 7 条 6 号については、該当しない。

(4) 以上の理由から、条例 7 条 1 号及び同条 5 号、同条 6 号に該当することを不開示理由とする処分庁の主張は不適切であり、原処分は違法である。

第 3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

平成 29 年 7 月 18 日付けで、審査請求人より条例 5 条の規定に基づき、「安川邸の文化財的価値判断をするためのヒアリング資料 (H28 年度)」について開示請求があった。

当該開示請求に対し、平成 29 年 7 月 24 日付けで、本件対象文書について、条例 7 条 1 号及び同条 5 号、同条 6 号に該当することを理由として一部不開示とする原処分を行ったところ、これを不服として平成 29 年 8 月 2 日付けで本件審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

処分庁が決定通知書、弁明書及び意見聴取で主張している不開示決定の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 条例 7 条 1 号本文の該当性について

本件ヒアリングに出席した学識経験者 2 名及びコンサルタント会社従業員 1 名の肩書き及び姓、姓（単独）が記載された部分並びにその発言部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、条例 7 条 1 号の定める不開示情報にあたる。

専門家が行政機関からの依頼で意見を述べる際、常に公開されることを承諾しているとは考えにくく、まして本件ヒアリングのような非公式なものについては、正式に委嘱を受けた委員等の立場とも異なるものであるから、出席者が公になることを承諾済みであるとは一層言い難い。

また、仮に本件ヒアリング出席者が公開に同意しているとしても、いわゆる本人請求と同様に、そのことをもって不開示情報該当性の判断が左右されるものではないことは、裁判例等により示されている。

(2) 条例 7 条 5 号の該当性について

ア 意思形成過程にあたることについて

建築年数を経た建築物を意匠や風情を残したまま賑わい施設として活用するためには、文化財の指定を受け、建築基準法の文化財に係る特例規定を適用したうえで整備する必要がある。旧安川邸利活用事業（以下「本件事業」という。）の実施は、この特例を利用するため、(株)安川電機から譲り受ける建物が文化財指定を受けられるか否かが懸念事項となっていた。また、旧安川邸は同社の所有物件であり、同社から譲り受ける建物が増えれば、それだけ今後の維持管理や初期投資にかかる市の費用負担増加に繋がる。そこで、本件事業の決定にあたり、建物の文化財指定の可能性について、非公式に有識者から聞き取り等を実施したものである。

本件ヒアリングを踏まえて事業実施を決定し、洋館については解体方針として、平成 28 年 11 月 25 日に当該事業について同社と共同事業の記者発表を行い、また、平成 29 年 2 月 14 日に同社と「旧安川邸の利活用に関する協定」を締結した。

しかし、平成 29 年 3 月 14 日及び同年 6 月 26 日の懇話会において、構成員から洋館保存の意見が多数出されたため、洋館の解体方針の見直しを迫られる状況となった。かかる状況の下、処分庁において解体方針を再検討した結果、当初前提としていた洋館の解体を見直し、文化財調査と改めて民間事業者の意向調査を行い、利活用の方法を検討することとし、同年 8 月 18 日の第 3 回懇話会において発表した。

本件開示請求がなされた平成 29 年 7 月 18 日は、処分庁において解体方針の見直しを行っていた時期であり、建物の文化財的価値に関する本件ヒアリングは、まさに検討中の洋館解体について議論されている内容であった。

よって、本件対象文書の発言者及びその発言内容（議事要旨を含む）の記載部分は、市内部における「審議、検討又は協議に関する情報」であり、意思形成過程の情報にあたる。

イ 率直な意見の交換・意思決定の中立性が損なわれるおそれについて

ある建築物等を文化財として保存する場合には、整備や維持管理に多額の費用を要するが、そのことの是非については市民の間で賛否両論があり、中には強硬なやり方で自らの主張を表現する市民も実際に存在する。発言者や発言内容、発言内容を要約した議事要旨の内容が公になると、その意味を曲解した者からの圧力等により、懇話会における率直な意見交換や処分庁における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。実際、他の事案であるが、審査委員宛てに脅迫めいたメールが届いた事例も以前あったと聞いており、また、新スタジアムに関する支出を無駄な公金の支出であると主張し、本庁舎や出先機関において問題を起こした市民もいる。

よって、本件対象文書の発言者及び発言内容（議事要旨を含む）の記載部分は、条例 7 条 5 号に該当する。

(3) 条例 7 条 6 号の該当性について

本件開示請求及び原処分時は洋館解体の方針見直しに係る検討中であったため、本件ヒアリングの外部有識者らに追加で意見聴取を行う可能性もあったところ、本件ヒアリングの内容が公になると、その後の意見聴取の際に有識者らがちゅうちょし、率直な意見を述べにくくなる等、本件事業の方針見直しの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあった。

よって、本件対象文書の発言者及びその発言内容（議事要旨を含む）の記載部分は、条例 7 条 6 号に該当する。

- 3 したがって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本件審査請求は理由がないから棄却を求める。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 29 年 9 月 21 日 諮問の受理
- ② 平成 29 年 10 月 12 日 処分庁及び審査請求人からの意見聴取、審議
- ③ 平成 29 年 11 月 7 日 審議
- ④ 平成 29 年 12 月 7 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

本件対象文書のうち、条例 7 条 5 号及び同条 6 号を不開示理由とする部分については、平成 29 年 8 月 24 日付けで、処分庁より審査請求人に対して任意の情報提供が行われている。よって、当該部分にかかる審査請求は、審査請求の利益が喪失していることから、不適法にあたる。

しかし、当該部分は処分庁及び審査請求人の間で争いがあるため、7 条 1 号を不開示理由とする部分と併せて、不開示部分の不開示情報該当性について、以下のとおり当審査会の判断を述べる。

1 不開示理由（条例 7 条各号）の定めについて

原処分の不開示理由とされる条例 7 条 1 号本文及び同条 5 号、同条 6 号は、以下のとおり定められている。

(1) 条例 7 条 1 号本文

条例 7 条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定め、1 号から 7 号に列挙する不開示情報を除き原則公開と定める。

同条 1 号は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報とする。

これは、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別される情報について不開示とすることを定めたものである。なお、特定の個人が識別される情報は、氏名等の「特定の個人を識別させることとなる部分」と当該個人の言動等の「その他の部分」から構成されるが、後者も不開示情報に含まれる。

(2) 条例 7 条 5 号

条例 7 条 5 号は、「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。」を不開示情報とする。

これは、市の機関の意思形成過程の中にある情報が公にされることに伴う外部からの圧力や干渉等の影響を防ぐことにより、適正な意思決定手続を確保し、あるいは、情報が公にされることにより市民への不当な影響が生じることを防ぐ趣旨である。

この趣旨と情報を公にすることの公益性との調和を図るため、「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保への支障が看過し得ない程度にまで達している状態を意味し、予想される支障が「不当」なものか否かの判断にあたっては、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることの利益とを比較衡量することとしている。

(3) 条例 7 条 6 号

条例 7 条 6 号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」を不開示情報とし、アからオまで例示列挙している。

これは、市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から定められたものであるが、不開示情報の範囲が広範にわたることを防ぐため、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求されており、また、「おそれ」も抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められることが必要とされる。

2 不開示理由の該当性について

本件対象文書の不開示部分が、不開示理由とされる条例 7 条 1 号本文及び同条 5 号、同条 6 号に夫々該当するか否かについて、以下のとおり検討する。

(1) 条例 7 条 1 号本文の該当性について

条例 7 条 1 号の不開示情報にあたりとされる、本件対象文書の協議者欄の外部有識者 2 名及びコンサルタント会社従業員 1 名の姓及び肩書き、協議録欄の発言者名は、氏名等の「特定の個人を識別させることとなる部分」そのものである。また、協議録欄の外部有識者の発言内容は、外部有識者自身の専門知識に基づく意見を述べているものであるから、言動等の「その他の部分」といえる。

なお、議事要旨について、発言者が特定されないため 7 条 1 号に該当しないとの審査請求人の主張があるが、当審査会にて内容を確認したところ、要旨の内容は外部有識者の発言の一部を切り取ったものであり、発言者自体は特定できなくとも外部有識者の意見であることは明らかである。

よって、議事要旨についても、外部有識者らの発言と一体又は付随するものとして、発言内容と同様に、7 条 1 号の不開示情報に含まれる。

(2) 条例 7 条 5 号の該当性について

ア 意思形成過程の情報にあたることについて

条例 7 条 5 号の不開示情報にあたりとされる、協議録欄及び議事要旨が、意思形成過程の中の情報にあたるか否かについて、具体的に時系列でみてみると、

- ① 平成 28 年 9 月 1 日 本件ヒアリング
- ② 平成 28 年 11 月 25 日 旧安川邸利活用事業の実施について(株安川電機と共同記者発表
- ③ 平成 29 年 2 月 14 日 旧安川邸の利活用に関する協定を(株安川電機と締結
- ④ 平成 29 年 3 月 14 日 第 1 回旧安川邸整備・活用に関する懇話会開催
- ⑤ 平成 29 年 6 月 26 日 第 2 回旧安川邸整備・活用に関する懇話会開催
- ⑥ 平成 29 年 7 月 18 日 本件行政文書開示請求
- ⑦ 平成 29 年 7 月 24 日 一部不開示決定 (原処分)
- ⑧ 平成 29 年 8 月 18 日 第 3 回旧安川邸整備・活用に関する懇話会開催
となっている。

そして、平成 28 年 11 月 25 日付け報道発表資料では、洋館について「解体」と記載されており、翌年 2 月 14 日付けで締結された(株安川電機との協定書においても、「洋館 (解体)」とされ、洋館は同社からの無償譲受の対象に含まれていない。また、懇話会の配付資料でも本館や蔵の利用が検討の中心となっており、洋館の解体が前提とされている。これらの資料における洋館の取扱いに鑑みると、懇話会開催までの段階においては、洋館は解体される方向であったことが明らかである。

しかし、第 1 回及び第 2 回懇話会の会議録 (要旨) にあるとおり、構成員から洋館解体についての異論が相次いだことを受けて、第 2 回懇話会以降、処分庁にて解体方針の見直しに向けた検討を始めていたとのことであり、本件開示請求はかかる検討の最中であった。

とすると、本件事業の立上げに際して肝要となる建物の文化財指定の可否を確認するために実施された本件ヒアリングは、事業方針の再検討に至るまでの一連の過程の中に位置づけられ、かかる検討は未だ終了していない。そして、本件対象文書に記載される建物の文化財的価値判断に関する情報は、事業方針の検討に関連して取得された情報である。

よって、本件対象文書の協議録欄及び議事要旨は、意思形成過程の情報にあたる。

イ 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれについて

意思形成過程の情報が条例 7 条 5 号の不開示情報に該当するというためには、それを「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」が認められることが必要である。そこで、これらの可能性 (おそれ) があるか、

さらにはその可能性（おそれ）が「不当」なものといえるか否かについて、順次検討する。

(ア) 率直な意見の交換が損なわれる可能性（おそれ）について

まず、率直な意見の交換への影響についてみると、本件開示請求の時点では、処分庁において洋館の解体方針の見直しを検討中であり、見直しにあたり本件ヒアリングの外部有識者らに追加で意見聴取を行う可能性もあったとのことである。

とすると、外部有識者にとって自己の発言が事後に公開されることを全く想定していなかったにも関わらず、公にされることとなれば、追加ヒアリングの際、自己の発言が市民の間に反響が起ることを懸念し、外部有識者が自由闊達に意見を述べることを控えることも想定されるから、その限りで、率直な意見を聞くことが一定程度制約される可能性（おそれ）が認められる。

また、方針見直し中の段階において本件ヒアリング内容が公になると、懇話会の構成員が外部から影響（これを「圧力」や「干渉」と呼ぶかはともかく）を受ける可能性があり、第3回以降の懇話会における率直な意見交換に対する制約となる可能性（おそれ）も認められる。

この点、審査請求人は、ヒアリングと懇話会に直接の関係はないこと、懇話会の傍聴要領が傍聴者による妨害から構成員の自由な意見交換を担保していることを主張する。

確かに、非公式で行われた本件ヒアリングと公開で行われた懇話会は異なる会合である。

しかし、本件ヒアリング及び懇話会は、共に、処分庁が本件事業を円滑に遂行するために実施した一連の事務であり、洋館解体の検討に関して別個のものとはいえない。また、別の事案とはいえ、委員の個人宛てに脅迫めいたメールが届いた事例もあったことを踏まえると、懇話会の構成員が、懇話会の外部から影響を受ける可能性は一応想定し得るものであるし、その可能性は、傍聴要領のみによって完全に排除できるものではない。

よって、次回以降の非公式ヒアリング及び懇話会について、率直な意見の交換が一定程度制約される可能性（おそれ）は認められる。

(イ) 意思決定の中立性が損なわれる可能性（おそれ）について

次に、意思決定の中立性への影響についてみると、第2回懇話会で構成員から洋館解体への異論が相次いだことを受けて、処分庁において洋館の解体方針について見直しの検討を始めていたが、本件開示請求の時点では検討を始めてから日が浅く、検討は不十分な段階であった。

かかる中、本件ヒアリング内容が公になることで、外部から市に対する働きかけがなされることにより、本件事業に関する処分庁の意思決定に影響を及ぼす可能性（おそれ）がないとはいえない。

よって、処分庁の意思決定の中立性が「損なわれるおそれ」は一応あるといえる。

(ウ) 市民の間に混乱を生じさせる可能性（おそれ）について

また、市民の間に混乱を生じさせるおそれについてみると、本件開示請求時点では、処分庁において洋館の解体方針の見直しを検討中であり、建物の文化財調査もこれから行うという状況であった。

このような文化財調査も未了で事業方針を見直し中という状況のもとでは、建物の文化財的価値判断に関する本件ヒアリングの情報は、未成熟かつ事実関係の確認が不十分な情報といえる。

よって、本件対象文書の協議録及び議事要旨を公にすることは、市民の誤解や憶測を招くものであり、その点で、市民の間に混乱を生じさせる可能性（おそれ）は一応あるといえる。

(エ) 「不当に」の該当性について

上記(ア)から(ウ)のとおり、これらの可能性（おそれ）が夫々認められるとして、その支障の程度が「不当」なものといえるか、以下のとおり、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益について比較衡量し、検討する。

まず、公にすることによる利益についてみると、条例 1 条において本条例の目的が「市民の知る権利を尊重」し、「市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資すること」を目的としていること、7 条で同条各号に掲げる事項を除いて原則公開としていることから、情報公開制度の趣旨、目的に鑑み、可能な限り市民の知る権利の充足に努め、公にすることが望ましい。

いうまでもなく、審査請求人をはじめとする国民の「知る権利」は、憲法 21 条に定める表現の自由の一部として保障されているものであり、民主政に不可欠かつ重要な権利として、可能な限り尊重されなければならない。

また、本件対象文書により明らかになる情報に即して検討すると、「文化財となりうる建物は、公費を投じて保存すべき」と考える市民にとっても、「市有財産の維持管理に関する公費縮減等のため、市は民間企業の建物を譲り受けるべきでない」と考える市民にとっても、市の意思形成過程の情報が得られることは、市民の「知る権利」に資する。

さらに、本件対象文書が建物という有形物に関する情報であり、建物が取り壊された後では取り返しがつかないことや、無償といえども一旦市が建物

を譲り受けてしまうと安易に取り壊すことはできず維持保存を続けていかなければならないことに鑑みると、洋館に関していずれの見解を持つ市民にとっても、処分庁が洋館の解体方針を再検討中であり、(株)安川電機から譲り受けるか否か未確定である本件開示請求時点で知ることの必要性も認められる。

なお、本件の審査請求人は新聞記者であり、取材活動の一環で本件開示請求を行っていることが窺われるところ、「取材の自由」もまた、憲法 21 条の精神に照らし十分尊重に値すると最高裁判例で示されているところである。

一方、不開示にすることによる利益についてみると、処分庁が本件事業に関する意思決定を行う際に参考とするヒアリングや懇話会において、外部有識者や構成員から率直な意見を聴くことができなくなることは、本件事業の遂行にあたり支障となりうることが想定される。

また、方針の再検討が不十分な段階で外部から圧力や干渉を受けることは、処分庁における適正な意思決定手続の確保の観点から問題であり、併せて、未成熟な情報を公にすることで徒に市民の間に混乱を招くことは避けなければならない。

とはいえ、先述した知る権利の重要性に鑑みると、これらの支障が無視できない程度に大きいといえるかどうかを、情報の性質、予想される具体的な不利益の内容について、事案に即し慎重に検討する必要があるといえる。

そこで検討する。まず、本件対象文書の情報の性質についてみると、本件対象文書は旧安川邸の文化財的価値に関して外部有識者から意見聴取を行った際のものであるが、対象となる建物は未だ民間企業の所有物件であって、公用又は公共の用に供されるかどうか決まっているものではないし、また、洋館の保存の有無が、市民の生命や健康、生活、財産等に不利益を及ぼすおそれは低く、市民の間に混乱を生じさせる可能性が低いことはもとより、仮に混乱が生じることで想定される弊害も大きくはないと考えられる。

また、当審査会が確認したところ、近時市民から会議の委員や市に対して圧力等がかけられたという事例は特段多くないということであった。本件開示請求の時点において、旧安川邸の保存に関し市民活動が活発となっていたり、公開で開催された第 1 回・第 2 回の懇話会に市民が多数傍聴に集まったり、処分庁に対し旧安川邸の保存につき市民からの問合せが相次いでいたといった特段の事情も認められなかった。

これら本件対象文書の情報の性質及び本件事案にかかる現状に鑑みると、本件事業について、本件ヒアリングの外部有識者や懇話会の構成員、処分庁

に対し、外部から圧力等がかけられる蓋然性は高いとはいえ、市民に混乱を及ぼすおそれも抽象的なものに留まる。

よって、上記(ア)から(ウ)までで指摘した可能性(おそれ)が、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保への支障が看過し得ない程度にまで達しているとは認められず、「不当」とまでは言えない。

ウ したがって、本件対象文書の協議録欄及び議事要旨は、特段「不当」なおそれが認められないため、7条5号の不開示情報にあたらぬ。

(3) 条例7条6号の該当性について

条例7条6号の不開示情報にあたりとされる、協議録欄及び議事要旨は、本件事業の立上げを検討するにあたり、(株)安川電機から譲り受ける建物の文化財的価値判断について外部有識者から非公式に意見聴取を行った事績であるから、「事務又は事業に関する情報」にあたる。そこで、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が認められるか否かが問題となる。

この点、処分庁は、内部で洋館の解体方針について見直しを検討している状況下、本件ヒアリングの外部有識者から追加で意見聴取を行う可能性があったところ、本件ヒアリングが公になれば、意見聴取時に外部有識者がちゅうちょし率直な意見を述べにくくなることを理由に、意見聴取に支障を及ぼすおそれがあったと主張する。

確かに、公開を前提としていない非公式の意見聴取が公になれば、次回の意見聴取の際に、外部有識者の中で発言をちゅうちょする者が生じる可能性は考えられる。

しかし、本件対象文書の不開示部分の内容についてみると、市の担当者が建物の保存に否定的な意見を述べているのに対し、外部有識者らは建物の保存に肯定的な意見を述べているが、条例7条1号及び8条2項により発言者名のみ一部不開示とすれば、発言者の特定は困難である。また、次回のヒアリングの開催が具体的に決まっていたという事情もなかった。

とすると、仮に本件ヒアリングの発言内容が公になったとしても、次回以降のヒアリングの際の外部有識者への影響の懸念は、支障の程度として実質的なものとは言えず、また、意見聴取に支障を及ぼすおそれも抽象的な可能性に留まり、法的保護に値する程度の蓋然性があるとまでは言えない。

よって、本件対象文書の協議録欄及び議事要旨は、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が認められず、7条6号の不開示情報にあたらぬ。

3 今後の非公式な会合等の取扱いについて

なお付言すると、本件ヒアリングの実施にあたっては、処分庁において、本件事

業における本件ヒアリングの位置づけや、会合の出席者や会合で述べられた意見等に関する開示・不開示、不開示とする場合の期間等について明確な取決めがなかったこと、また、事前にかかる事項を外部有識者に伝え、承諾を得ていなかったことが、文書開示にあたり支障の一端となったものと思料される。

処分庁におかれては、今後、本件ヒアリングと同様の非公式会合を開催する際は、情報公開制度の趣旨、目的を踏まえ、議事録等は原則公開とすべきことを念頭に、上記事項等を事前に定め、出席者から事前に承諾を得る等の対応を取ることが望ましい。

4 条例 8 条 2 項の適用について

上記 2 のとおり、原処分の不開示理由のうち、条例 7 条 1 号を理由とする不開示のみが認められる。

よって、条例 8 条 2 項の適用により、不開示部分のうち、特定の個人を識別することができることとなる外部有識者の姓及び肩書きを除いた場合、発言内容や議事要旨を公にしても、発言者の特定には至らず、個人の権利利益が害されるおそれはないと思料されるから、8 条 2 項を適用した部分開示が適当と判断する。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を不開示とした原処分については、同条 1 号を理由とする不開示は妥当と判断し、前記第 1 のとおりとした。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	田 村 奈々子
委員	中 谷 淳 子
委員	熊 谷 美佐子

○諮問第 140 号 不開示が妥当な部分

頁 (項 目)	該 当 部 分
1 頁 (協議者)	① 外部有識者 2 名の「肩書き」及び「姓」を記載した部分 ② (株)セプト設計コンサルタント従業員の「肩書き」及び「姓」を記載した部分 (代表者を除く)
1～2 頁 (協議録)	外部有識者 2 名の発言者の「姓」を記載した部分 (発言内容を除く)